

議題第2号

令和8年度事業計画(案)について

令和8年度印西市国民健康保険事業計画(案)

1 保険税の徴収の適正な実施（担当課:国保年金課、納税課債権回収対策室）

国民健康保険の財政運営の安定化及び被保険者間の公平性を図るため、保険税の賦課・徴収、資格管理、滞納処分等の適正化に取り組みます。

- (1) 納付方法の多様化
- (2) 納付相談の充実
- (3) 滞納保険税の徴収強化

2 保険給付の適正な実施（担当課:国保年金課）

被保険者が必要な保険給付を確実に受けられるようにするため、保険給付の適正化に取り組みます。

- (1) レセプト(柔整・あはき療養費支給申請書を含む)点検の強化
- (2) 第三者行為による給付の求償事務の強化

3 医療費適正化の取組（担当課:国保年金課、健康増進課）

国民健康保険の1人当たり医療費は、医療の高度化や被保険者の高齢化の進展等により増加が見込まれていることから、国保財政の安定的な運営を続けていくため、医療費の適正化に取り組みます。

- (1) 健康保持の増進
 - ・本市の第3期データヘルス計画に基づく保健事業(特定健康診査事業等)
 - ・本市の第3期データヘルス計画の中間評価
- (2) 医療の効率的な提供の推進
 - ・医薬品の適正使用を促進するための事業(後発医薬品使用促進事業等)

具体的な対応内容及び事項別実施計画

事項	内容	担当課 (係)	実施月等	評価
1 保険税徴収の適正な実施				
(1) 納付方法の多様化	<p>利便性を拡大するため、新たな納付環境の情報収集を行う。(下記は現在可能な納付方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ(セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン、デイリーヤマザキなど)、ペイジー(ATM、インターネットバンキング)、スマートフォン決済アプリ(PayPay、PayB、d払い、楽天ペイなど) ・eL-QR の読取りによる納付(地方税お支払いサイト) ・市役所、支所、出張所、金融機関窓口収納 ・口座振替(ペイジー口座振替サービスの利用) 	保険税係	通年	
(2) 納付相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間休日に納付相談窓口の実施 <p>案内方法は、リーフレットの作成、HP 掲載、広報紙に毎月掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付勧奨通知を発送し、納付相談を促すとともに個々の実情の把握に努める。 	保険税係	<p>毎月末及び5月、11月第4土曜日</p> <p>年2回(12月・3月)</p>	
(3) 滞納保険税の徴収強化	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納繰越となった債権を納税課債権回収対策室に移管し、徴収を強化する。 ・債権移管予告通知書の発送 	納税課	<p>移管通知5月、移管時期6月</p>	
(4) 目標収納率	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県国民健康保険運営方針に基づき、令和8年度までの目標を94.19%とする。 	保険税係		
2 保険給付の適正な実施				
(1) レセプト(柔整・あはき療養費支給申請書を含む)点検の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検業務の強化を図るため、厚生労働省から示された診療報酬明細書点検調査事務処理要領及び千葉県からの指導に基づき、千葉県国民健康保険団体連合会の一次点検が完了したレセプトや柔整・あはき療養費支給申請書について、資 	給付係	<p>(レセプト)</p> <p>6月、9月、12月、2月(柔整・あはき)毎月</p>	

	<p>格点検及び内容点検(診療内容・請求点数・給付発生原因等)を実施する。</p>			
<p>(2) 第三者行為による給付の求償事務の強化</p> <p>3 医療費適正化の取組</p> <p>(1) 健康保持の増進</p>	<p>・第三者行為で被った傷病を保険適用で受診する際は、届出が必要であることを広報紙やHPで周知する。</p> <p>・レセプト点検により、第三者行為による傷病を発見したときは、負傷原因の調査を行い第三者行為求償に該当するものは、保険給付の損害賠償請求を確実に行う。</p> <p>・被保険者の健康の保持増進を図るため、健康増進課と連携し、第3期データヘルス計画にて保健事業を実施する。(主なものは下記のとおり)</p> <p>① C-⑤特定健康診査・C-⑥特定保健指導事業 生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームとその予備群を早期に発見し、発症リスクを軽減するため、40歳以上75歳未満を対象に、特定健康診査及びその健診結果に応じた特定保健指導を実施する。 目標(R8年度):特定健康診査受診率41%、特定保健指導実施率26%</p> <p>② C-⑨人間ドック等助成事業 疾病の早期発見及び早期治療に役立てるため、40歳以上75歳未満を対象に、人間ドック及び脳ドック受検費用に対して補助する。 補助率…受検費用の1/2(上限額:人間ドック3万円、脳ドック2万円) 目標(R8年度):特定健康診査受診率41%</p> <p>③ D-⑪重複・多剤服薬者指導事業 同一月内に同一薬剤、同一効果を持つ薬剤を複</p>	<p>給付係</p> <p>給付係</p> <p>健康増進課 給付係</p> <p>健康増進課 給付係</p> <p>給付係</p> <p>給付係</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>通年</p> <p>(健診) 6月～12月 (指導) 随時</p> <p>通年</p> <p>(服薬情報通知)7月</p>	

<p>(2) 医療の効率的な提供の推進</p>	<p>数の医療機関から処方されている重複服薬者や多くの種類の薬剤を長期で服用している多剤服薬者へ服薬情報通知を送付し、適正な服薬管理の促進を図る。</p> <p>目標(R8年度):対象者の改善率(重複服薬:35%、多剤服薬:30%)</p> <p>(その他データヘルス計画にて実施する保健事業は、別紙「保健事業一覧」を参照)</p> <p>・第3期データヘルス計画の中間年度(令和8年度)に保健事業の実施状況や目標の達成状況を評価し、評価結果に基づき、必要に応じて、令和9年度以降の保健事業の実施内容や目標値の見直しを行う。</p> <p>・先発医薬品から後発医薬品への切り替えを促進するため、後発医薬品利用差額通知を送付。</p> <p>目標(R8年度):後発医薬品使用割合 82%</p>	<p>健康増進課 給付係</p> <p>給付係</p>	<p>～8月</p> <p>通年</p> <p>(差額通知) 7月、11月 3月</p>	
-------------------------	--	---------------------------------	--	--

別紙 保健事業一覧

事業番号	事業名称	事業概要	担当課(係)	実施月等	評価
A-①	受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨(早期受診勧奨)事業 (前計画名称:健診異常値放置者受診勧奨事業)	特定健康診査の結果が受診勧奨判定値以上の人に対し医療機関への受診勧奨を実施し、適切な診察や治療が受けられるように促し、生活習慣病の重症化を予防します。	健康増進課	4月～3月	
A-②	生活習慣病重症化予防における保健指導事業	主治医からの診察結果報告書や保健指導依頼書に基づき、栄養指導、運動の習慣づけの支援等の生活改善指導が必要な人を把握し、医療機関と連携した支援を実施します。	健康増進課	4月～3月	
B-③	糖尿病性腎症重症化予防事業	人工透析導入に至る最大の起因は糖尿病性腎症であり、本市では糖尿病患者が多いこともあり、糖尿病性腎症から人工透析となる割合が国と比べ高い状態にあります。そこで、糖尿病性腎症の発症や重症化リスクを有する人に対し、医療機関への受診及び継続受診を勧奨し、適切かつ継続的な保健指導を実施することにより、糖尿病性腎症の発症や重症化を予防し、新規人工透析への導入を阻止、遅滞させます。	健康増進課	4月～3月	
B-④	受診勧奨判定値を超えている者への受診勧奨事業 (CKD重症化予防事業)	CKD(慢性腎臓病)は「蛋白尿などの腎障害の存在を示す所見」または「腎機能低下」が3か月以上続く状態で、代表的なものに「慢性糸球体腎炎」や「腎硬化症」が含まれます。CKDは国の人工透析の起因の35～40%を占める疾患であることから、CKD対策として、腎臓専門医紹介レベルの人への受診勧奨プログラムを実施します。	健康増進課	4月～3月	
C-⑤	特定健康診査事業 (特定健康診査未受診者勧奨事業を含む)	高齢者の医療の確保に関する法律第20条に基づき、特定健康診査を実施し、生活習慣病の該当者や予備群に、生活習慣の改善指導を実施するとともに、要医療者を適切な治療につなげます。 多くの人に健診を受診してもらえるように効果的な周知や受診勧奨を実施していきます。	健康増進課 給付係	4月～3月	
C-⑥	特定保健指導事業 (特定保健指導未利用者勧奨事業を含む)	高齢者の医療の確保に関する法律第24条に基づき、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病のリスクがある人に、保健師、管理栄養士などの医療専門職が早期介入し、生活習慣の改善につながる保健指導を実施します。 特定保健指導の利用につながらない人には、健診結果をもとに個別に再利用勧奨を実施し、多くの人が利用できるよう働きかけていきます。	健康増進課	4月～3月	

事業番号	事業名称	事業概要	担当課(係)	実施月等	評価
C-⑦	早期介入保健指導事業 (一部に前計画:39歳以下健康診査受診勧奨事業を含む)	症状が軽度なうちから生活改善意識を醸成するため、39歳以下健康診査の受診勧奨や、健診結果に基づきメタボリックシンドロームや高血糖に着目した保健指導を実施します。また、健康診査受診者全員に対し、健診結果と合わせて生活改善に関する情報を送付することで、早期からの生活改善を促します。	健康増進課	4月～3月	
C-⑧	特定健診継続受診対策事業	特定健康診査受診者が継続して特定健康診査を受診することで、自らの健康状態の変化にいち早く気づき、早期から生活改善等に取り組めるよう支援します。	健康増進課	4月～3月	
C-⑨	人間ドック等助成事業	被保険者の人間ドック及び脳ドックの受検費用の一部を助成し、生活習慣病やその他の疾病の予防、早期発見並びにその治療につなげ、被保険者の健康増進を図ります。また本事業を利用した人間ドックは特定健康診査のみなし健診とし、特定健康診査の受診率の向上につなげます。	給付係	4月～3月	
D-⑩	後発医薬品使用促進事業	国保連のシステムから抽出された対象者へ差額通知を送付し、先発医薬品から後発医薬品への切替を促進することで、医療費の適正化を図ります。	給付係	4月～3月	
D-⑪	重複・多剤服薬者指導事業	重複・多剤服薬のリスクを抱えている人を対象に通知を送付し、服薬行動の適正化を図ります。	給付係	4月～3月	
E-⑫	フレイル予防事業	フレイルは、高齢者にとって生活習慣病と同等かそれ以上に生活の質に関わり、介護が必要になりやすい状態であるため、フレイルに関する健康教育を通じて、介護予防の意識を高めます。	健康増進課 給付係 高齢者福祉課	4月～3月	

※保健事業の重点・優先度は、事業番号順となります。

※区分は、前計画に位置付けられているかで判定しており、既に実施している事業についても、計画に位置付けられていない場合は新規としています。